

# 共 同 参 画



Special Feature 1

特集1／特別対談 赤松農林水産大臣  
福島内閣府特命担当大臣

農林水産分野での女性の活躍をめざして  
～農山漁村の女性の日に寄せて～

Special Feature 2

特集2／農山漁村における女性の参画促進

Special Feature 3

特集3／国際協力におけるジェンダーと開発

Special Interview

スペシャル・インタビュー／小澤 稔夫  
いるま野農業協同組合代表理事組合長



message from Minister

内閣府特命担当大臣  
(男女共同参画)  
福島 みずほ

国際女性の日、おめでとうございます。

3月8日は、「国際女性の日」であり、国連をはじめ、世界各国でこの日を祝う行事が行われています。本年は、1975年に国連が「国際女性の日」と定めてから35年、そして、1910年に提唱されてから100年という節目の年を迎えます。

この100年の間、我が国で、そして世界で、社会のあらゆる分野で、女性の地位は大きく向上しました。国連婦人の地位委員会の設置(1946年)、そして、1975年を国際婦人年とし、メキシコで第1回世界女性会議が開催されたことを契機として、世界各国で取組が急速に進みました。1979年には、「世界女性の憲法」とも言われる女性差別撤廃条約が採択され、1995年の北京行動綱領策定など、男女平等を進める国際的な規範が確立されてきました。

こうした国際的な動きに合わせ、我が国においても、男女平等と女性の地位向上に向けた取組が進められてきました。

1945年に女性の参政権が認められ、1947年に施行された日本国憲法において、法の下での平等(第14条)や家庭生活における個人の尊厳と両性の本質的平等(第24条)が定められたことにより、戦後の男女平等の取組の礎が築かれました。また、これに合わせ、家制度の廃止、妻を行為無能力者とする規定の削除など、民法が大規模に改正されました。

その後、男女雇用機会均等法の成立(1985年)、女性差別撤廃条約の批准(1985年)、男女共同参画社会基本法の成立(1999年)など、女性の経済的・社会的な地位の向上にとって欠くことのできない法律が整備されるとともに、国、地方、地域などにおいて男女共同参画への取組が進められています。女性の進出も様々な分野に広がり進み、女性議長、女性知事、女性最高裁判事、女性宇宙飛行士の誕生など、女性の活躍が目立ってきました。

改めて、男女平等の実現と女性の地位向上に取り組まれてきた、あまたの先人の努力に、心から敬意を表する次第です。

一方で、我が国においては、固定的性別役割分担意識の解消、意思決定過程における女性の登用、女性の労働条件、女性の貧困、女性に対する暴力など、まだまだ取り組むべき課題が多く残されており、男女共同参画社会の実現は道半ばです。

現在、第3次男女共同参画基本計画を本年中に策定するべく、検討を行っておりますが、なぜ今まで男女共同参画が進まなかったのかについて検証し、実効性のある計画を策定します。

「国際女性の日」100周年に当たり、今後も、より一層女性の人権が尊重され、性差別のない社会を目指して、全力で取り組んでいくことをお誓い申し上げます。

皆さん、一緒に頑張りましょう。

## 巻頭言

共同参画に寄せて

Foreword

東京農業大学  
准教授  
五條 満義



Gojo Miyoshi

農山漁村では、極めて具体的な手法に基づいて、男女共同参画に関する取り組みを推進している。家族経営協定の普及はもとより、女性が自分名義の口座を確保しつつ農産物直売や加工の事業を展開している。さらに、農協理事への女性の登用をめぐることは、その前提として女性の総代や正組合員数を増やすことが重要となっている。

これらは一見すると、農山漁村における固有の取り組みではないかと認識される可能性がある。しかし、男女共同参画社会の実現を目指す課題を、自営業者一般の視点や地域社会の現場の視点から検証する時に、農山漁村分野が発信してきた様々な手法が、重要な示唆を与える場面もあり、そこには相互に類似の問題が多分に存在する。

例えば、市区町村議会議員の女性の割合は全国で1割程度と低く、女性割合の向上を図るためには、その立候補者の絞り込みについて、事実上の影響力を持ってきた集落や地区の自治会組織からの改革が必要である。この点は、女性の農業委員や農協理事等を増やす活動を進める場合と、ほぼ同質の課題を乗り越えなければならない。

そこで、男女共同参画社会の形成に向けて、農林漁業者と町の商工業者といった異業種間の連携、地域のコミュニティの場となっている多様な組織間の連携など、幅広い人々の力強い相互の連携強化を呼びかけたい。

## 目次

Contents

特集 1	特別対談 赤松農林水産大臣 福島内閣府特命担当大臣 農林水産分野での女性の活躍をめざして ～農山漁村の女性の日に寄せて～	Page 02
特集 2	農山漁村における女性の参画促進	Page 06
特集 3	国際協力におけるジェンダーと開発	Page 10
スペシャル・インタビュー	農業振興に女性の力を～JAいるま野の取組／ 小澤 稔夫 いるま野農業協同組合代表理事組合長	Page 12
連載	その1 地域戦略としてのワーク・ライフ・バランス 先進自治体⑪まとめ／ 渥美 由喜(株式会社東レ経営研究所ダイバーシティ&ワークライフバランス研究部長)	Page 14
	その2 仕事と生活の調和推進だより⑬	Page 16
	その3 平成21年度 女性のライフプランニング支援総合推進事業	Page 17
行政施策トピックス 1	女性職員の自分流チャレンジを応援!! ～経済産業省の取組	Page 18
行政施策トピックス 2	「企業参画型の子育て支援事業」に関する取組状況等調査	Page 19
取組事例ファイル(自治体編)	名古屋市	Page 20
取組事例ファイル(センター編)	世田谷区	Page 21
取組事例ファイル(企業編)	アステラス製薬株式会社	Page 22
ニュース&インフォメーション	男女共同参画推進セミナーⅢ 他	Page 23
リレートーク	松本 陽子(社会保険労務士まつもと事務所 代表)／ 大野 雅子(宇部市男女共同参画センター・フォーユー 館長)	

**福島大臣** 今日は本当にありがとうございます。実は私も平成7年の農山漁村女性の日の関連事業で講演をしたことがあります。農村の女性たち、また農林水産省自体も男女共同参画に真剣に取り組んで頂いているのは、よく存じております。

本年は、第3次男女共同参画基本計画を作る節目の年です。今まで男女共同参画というのは都会のキャリアウーマンの話と思われがちでしたが、農山漁村の女性たちのこともきちんと取り上げて応援したいと思っていますので、よろしくお祈りします。

**赤松大臣** 是非、お願いします。

農林水産省では、農山漁村の女性の役割を正しく理解していただくとともに、女性の能力を一層発揮していただくことを目的として、3月10日を「農山漁村女性の日」と設定しています。この3月上旬は、農林漁業の作業が比較的少ない時期ですし、古くからこの時期には、ひな祭りなどの女性が主体となる行事が行われており、女性が話し合いをするために適していると考えられたことが、この日を選ばれた理由と聞いております。また、3月10日には、女性たちの「3」つの力（知恵・技・経験）をトータル「10（とお）」に発揮して欲しいという関係者の願いも込められているようです。

そして、この「農山漁村女性の日」には、昭和63年以来、毎年、農林漁業関係団体が中心となり、全国から約1,000人の農山漁村の女性が集い、

女性参画をテーマとした講演・シンポジウムなどの関係行事が開催されてきました。

先ほど、福島大臣が講演されたとおっしゃったのは、第8回目の「農山漁村女性の日」が開催された際のお話と伺っております。今年で23回目の開催となりますが、今回は、男女共同参画社会基本法制定10年を記念し、東京都千代田区の「よみうりホール」において、全国記念行事が開催されることとなっております。

私どもとしては、農山漁村の女性たちに、その能力を十分発揮していただけるような環境を整えることが農林水産業・農山漁村の発展につながるのだと考えています。福島大臣は専門家ですからご存じだと思いますが、農業分野で働いているのは男性よりも女性の方が多いのです。また、実際の活動においても女性が中心です。

**福島大臣** そうですね。最近では、地域の中で町や村の名産品を作って通信販売をしたり、農村の女性たちはいろんなことに挑戦していて、とても元気だと思っています。

**赤松大臣** この間も私は福岡の糸島漁港の方に行きましたが、あそこでも海や山でとれたものをすぐ横の直売所で販売していますよね。そこに並んでいる

商品に、出荷している人たちの名前が書いてあるわけですが、それを見ると、もうほとんどは女性。その直売所を実際に運営しているのも女性たちで、携帯電話でやりとりして、すぐに商品を補充したりと、実にいきいきと活動してらっしゃる。

ただ、残念ながら、農協や農業委員会などの農業組織での女性役員となると、最近、若干増え出したけれども、それでもやはりほかの団体と比べると女性の割合が少ない。仕事の実態は女性たちが担っているけれども、役職者は男性がほとんどというのが実態です。

**福島大臣** 農業委員における女性の割合は平成20年10月1日現在で4.6%、農業委員のうち学識経験者委員の女性割合は28.0%、選任委員の女性割合は14.6%、農協の個人正組合員のうち女性割合は17.5%、農協役員のうち女性割合は2.5%。意思決定の場にはまだ女性が少ないということですね。



今回は、農山漁村における女性の地位向上と女性の活躍促進に力を入れる農林水産省のトップ 赤松広隆農林水産大臣に福島みずほ内閣府特命担当大臣がお話を伺いました。

これからの農林水産業を語る上でも、「女性の参画」は鍵となる要素の1つという認識で一致した二大臣。この分野での連携を深めていくことを約束しました。



## 農林水産省での男女共同参画の取組について

**赤松大臣** そうなんです。政府全体として、「2020年までに、指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%」にするという女性の登用目標が掲げられていますが、その達成に向けて、農林水産省としては、女性の経営能力向上に向けた研修の実施や、農協・農業委員会などの各組織のトップ層に対する意識啓発などを通じて、農業分野の女性の登用を進めるための取組を強化しています。

一方で、女性の割合が低い団体に対して、一遍に30%までなどといっても、きつととても無理でしょう。ですので、たとえば、地域の実情に合わせて、当面、5%程度まで上げてくださいという方針を示すことを考えています。（※全ての農協において、一人も女性役員がない組織が解消されれば、農協組織全体で概ね5%の女性役員割合となる。）

また、国家公務員の女性の登用に

関しては、課室長以上の女性割合は霞が関全体でいうと2.0%ですが、農林水産省では1.3%で、やはりやや低いです。今、舟山大臣政務官を中心に、女性が活躍できるよう頑張っているところです。

また、審議会の委員の女性割合は、霞が関全体が33.2%ですが、農林水産省は37.3%。これはもうずっと上回っています。

**福島大臣** さきほど、直売所の話をしてくださいましたが、生産、流通、販売から食育に至るまで、女性たちがかなり担っていますよね。

**赤松大臣** そうですね。そこで、直売所や道の駅のようなところに対し、私たちは「6次産業化で新しい雇用を」ということを言っています。その中でやはり女性の果たす役割はますます大きくなってくると思います。

**福島大臣** 「6次産業」という言い方は面白いですね。ちょっと教えていただけますか。

**赤松大臣** これは文字通り1次産業（農林水産業）、2次産業（加工・製造業）、3次産業（流通・販売業）の数字を足すと6次産業になるという意味なんです。作るところから販売するところまですべてを一カ所ですべて考えています。

例えば、米を作って農協に売るとか、どこかの工場加工するだけで

はなくて、生産している地域に工場をつくって加工も販売も流通もさせてしまうということです。そうするとそこに新しい雇用が発生することにもつながります。

**福島大臣** 農林水産省は、平成20年4月の「女性の参画加速プログラム」を受けて、省として県や市町村へのヒアリングやJA優良表彰の新設、地域レベルでの女性の登用状況の調査を行っていらっしゃるんですよね。

それから、戸別所得補償など農業を応援する施策を推進することは、農業をやっている女性たちも応援することになると思います。

**赤松大臣** 一番のポイントは、「つくる農業」をやっているということ。この15年間で農業所得は半分に減っているわけですから、今、農業をやっても、よほど大規模化してやらない限り、食べていけないのが当たり前になってしまっているわけです。だとすれば、そういうところに若い人が来て頑張ってくださいと言っても、それは無理なのです。

これからは、戸別所得補償により全国統一で負担する部分ができましたよね。その部分はもう利益に全く関係なく自分の所得に入る。更に生産性が上がれば、もっと大きな利益になるということで、非常にやりがいのある制度に変えましたから、これから若い人たちはどんどん農業に参入してくると思います。農業を魅力のある職業、産業に変えていかないと地方は活性化しないですから。

## 農山漁村の固定的役割分担意識

**福島大臣** 固定的な性別役割分担についての意識調査によると、農林水産業分野では性別役割分担は他産業に比べて高いという結果がでているようです。

**赤松大臣** 男は仕事、女は家庭というものです。調査結果では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」と考えている者が、農林漁業以外の自営業の男性が48.1%であるのに対し、農林漁業の自営業の男性は63.0%となっています。女性についても、農林漁業以外の自営業では35.8%であるのに対し、農林漁業の自営業では61.9%となっています。年々解消されてきているものの、農山漁村では、まだ固定的性別役割分担意識が高いと言えます。

**福島大臣** 農業をやっている女性は、育児や介護の多くも同時に担っているということですね。ただ、その中でも認定農業者として農業経営に取り組んでいらっしゃる女性も結構いらっしゃいますよね。

**赤松大臣** 中山間地域などの大規模経営が難しいところでは、特に女性の力も入れなければもう成り立っていかないというのが実態です。しかも今、そういう小規模な農業が数としては農家の6割ですから。

農業の多面的機能からいえば、そういうところは採算が悪いから切ってしまうといいのだということには

ならないわけです。

**福島大臣** 知事認定である指導農業者といった地域の農業リーダーの女性は既に3割を達成しているというデータを見ました。

**赤松大臣** おっしゃるとおり、指導農業者や青年農業者、女性農業者として活躍している、いわゆる農村地域の女性リーダーは、全体の3割を占めています。こうした女性リーダーたちは、普及指導員と呼ばれる都道府県の職員によって育成されてきました。こういう方たちが、各現場で農家を回って技術や経営に関する支援をしたりしているのですが、その方たちの中にも結構女性が増えてきています。

## 家族経営協定の役割

**福島大臣** 弁護士をしていた頃、妻名義の預貯金や財産がないことで困っている女性を多く見てきました。日本では民法上夫婦の財産は別産制なのに共有制と思っている女性が案外多いのです。そういう意味でも、農業経営者の方にとって、「家族経営協定」はたいへん有意義だと思っています。

**赤松大臣** 「家族経営協定」は、農業を家族でやっている場合に、家族員みんなで話し合いながら、経営方針や収益の配

分や休日、作業分担などの労働条件や、家事、育児などの生活面の役割分担などをきちんと協定であらかじめ明記しておきましょうということです。家族経営協定で明記することで、女性の農業経営者としての位置づけも明確になります。その結果、たとえば農業者年金の保険料の一部助成が受けられたりします。同様に、夫婦で認定農業者として共同申請ができたとか、低利融資を受けられるとか、いろんな政策的なメリット措置もあります。平成20年3月末で、4万件くらいの実績があります。

## 第3次基本計画へ向けて

**福島大臣** 今年は、第3次男女共同参画基本計画をつくろうという節目の年です。農山漁村の女性に関しても取り上げていきたいなと思っています。

女性の地位向上と活躍についての大臣の抱負をお聞かせ願えますでしょうか。

**赤松大臣** 現在農林水産省でも、3



月中の策定を目指し、食料・農業・農村基本法に基づく基本計画の見直しの作業を行っております。この基本計画の中で、内閣府の第3次基本計画の策定に先駆けて、農業分野における女性の登用に関する方針を打ち出すことになると思いますので、是非、それも期待をして見てもらいたいと思います。

**福島大臣** ありがとうございます。内閣府でも第3次基本計画に盛り込んでいくために、当事者の方たちや農林水産省とも一緒に連携していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

最後に一言。農業でも、若者や女性が、やはり環境保護などの観点から挑戦される人も増えているということですし、可能性のある未来の話

もよく聞きます。

**赤松大臣** これは今、農業に対する一つの大きな追い風にもなっています。環境問題は、時代の一つのキーワードになっていますから。もう一つは、食の安全の問題です。冷凍餃子事件などいろんなことがありましたから、安全で安心できる食事を自分もとりたいし、ましてや自分の子どもや家族にはそういうものを食べさせたいとか、そういう消費者の意識は強くなりましたね。

**福島大臣** そうですね。その意味ではとりわけ若い人たちに興味を持ってもらって、男女共同参画と食の安全分野の両方で協力していきたいと思っております。本日は、ありがとうございます。

### 赤松農林水産大臣プロフィール



赤松 広隆 (あかまつ ひろたか)

生年月日 昭和23年5月3日生  
出身地 愛知県

略歴  
昭和46年 4月 日本通運株式会社入社  
54年 4月 愛知県議会議員  
(連続3期)  
平成 2年 2月 衆議院議員当選  
(連続7期)  
21年 9月 農林水産大臣

### 「家族経営協定」について

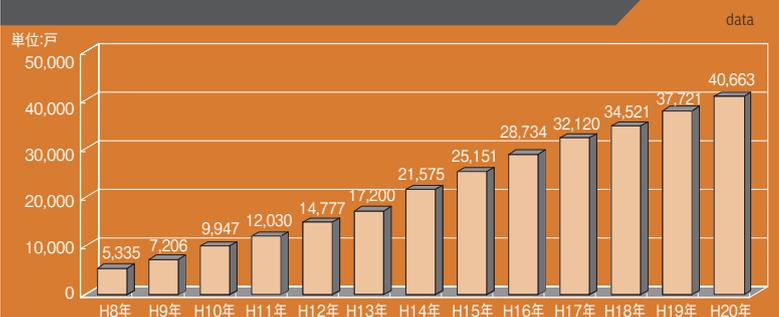
「家族経営協定」とは、家族で取り組む農業経営について、経営の方針や家族一人ひとりの役割、労働時間、休日、労働報酬などの就業条件・就業環境などについて家族みんなで話し合いながら取り決めるもの。そして、家族みんなで実行し、必要に応じて内容の見直しも行っていく。なお、取り決めの内容や様式は自由に決めることができる。

### 「家族経営協定」のメリット

「家族経営協定」を結ぶと、後継者や配偶者の経営に対する意欲の向上や能力の発揮につながり、経営改善や生活改善、スムーズな後継者への経営移譲などに繋がる。

また、「家族経営協定」を結ぶと、夫婦で認定農業者として共同申請できることや、農業者年金の保険料の一部助成などの制度上のメリットや農業改良資金等の貸付の要件が得られるといった利点がある。

図表 家族経営協定締結農家数の推移



資料：農林水産省「家族経営協定に関する実態調査」

注1：平成13年までは8月1日現在、平成14年以降は3月31日現在。

注2：広島県については調査体制の見直し等のため、調査結果が得られなかったことから、平成19年の集計には含まれていない。

# 農山漁村における女性の参画促進

## ～活力ある農山漁村の実現に向けて～

農林水産省経営局人材育成課  
女性・高齢者活動推進室

我が国の農山漁村では、女性が農業就業人口の過半を占め農林水産業において重要な役割を担っています。経済情勢が厳しさを増している中、農林水産省では、戸別所得補償制度を創設し、農業経済の安定に向け全力で取り組むとともに、農林水産業経営の発展と、農山漁村の活力再生を図るために、農山漁村に豊富

に存在する未利用資源を有効に活用し、地域ビジネスの展開や新産業の創設を図る「農山漁村の6次産業化」を推進しているところです。このような中、女性農林漁業者は、農山漁村において加工品づくりなどの起業活動で活躍を続けており、6次産業化の牽引役として今まで以上に高い期待が寄せられています。

しかしながら、こうした個々の経営や地域農業のあり方に対して大きな力をもっている農業委員、農業協同組合役員など関係団体等の意思決定の場の女性の登用割合は依然として低く、女性の持つ視点や能力を農林水産分野において発揮するためには、一層の参画促進が必要となっています。

図表1 農業就業人口等に占める女性の割合の推移

(単位：千人、%)

	平成12年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
農業就業人口	3,891	3,353	3,205	3,119	2,986
うち女性	2,171	1,788	1,718	1,668	1,597
女性の割合	55.8%	53.3%	53.6%	53.5%	53.5%
林業就業人口	64	47	—	—	—
うち女性	11	7	—	—	—
女性の割合	16.8%	15.0%	—	—	—
漁業就業人口	260	222	212	204	222
うち女性	44	36	34	33	34
女性の割合	16.9%	16.3%	16.2%	16.3%	15.3%

資料：農業就業人口…農林水産省「農業センサス」、「農業構造動態調査」(18年～20年)  
林業就業人口…総務省「国勢調査」  
漁業就業人口…水産庁「漁業就業動向統計年報」、農林水産省「漁業センサス」(20年)

図表2 農林漁業者団体の役員等に占める女性の割合の推移

(単位：人、%)

	平成12年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
農業委員数	59,254	45,379	39,997	38,579	37,456
うち女性	1,081	1,869	1,682	1,658	1,739
女性の割合	1.8%	4.1%	4.2%	4.3%	4.6%
	平成12年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
農協役員数	32,003	22,799	22,035	21,331	
うち女性	187	438	465	525	
女性の割合	0.6%	1.9%	2.1%	2.5%	
森林組合役員数		13,094	11,809	11,198	
うち女性		25	30	39	
女性の割合		0.2%	0.3%	0.3%	
漁協役員数	17,974	13,861	12,965	12,029	
うち女性	43	45	46	45	
女性の割合	0.2%	0.3%	0.4%	0.4%	
	平成12年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
指導農業士等	25,372	27,142	27,176	26,601	27,454
うち女性	7,328	8,795	8,735	7,985	8,284
女性の割合	28.9%	32.4%	32.1%	30.0%	30.2%

資料：農林水産省「農業委員会及び都道府県農業会議実態調査」  
農林水産省「総合農協統計表」  
林野庁「森林組合統計表」  
水産庁「水産業協同組合統計表」  
農林水産省「組織運営調査」  
注) 農業委員については、10月1日現在。  
農協、森林組合及び漁協については、事業年度末。  
森林組合役員の12年度については、女性役員のデータなし。  
指導農業士等については、各年度末。

※指導農業士等とは、地域農業の発展に貢献している、他の信頼・指導力がある者等として知事の認定を受けた農業者を指す。  
(女性農業士、生活改善士、その他農村女性に対する称号を含む)

農山漁村においても女性が中心となった様々な優れた活動が展開されています。このような女性の視点を活かした活動は、今まで以上に農山漁村活性化に向けた牽引役として大いに期待されており、その期待に応えるためにも、農山漁村それぞれの地域での地に足のついた女性の参画への取組を行う必要があります。

3月10日の「農山漁村女性の日」を機会に、農山漁村における女性の参画のあり方について、それぞれの地域で、組織で、そしてご家族で考えてみませんか。

## 「農山漁村女性の日」について

農林水産省では、農山漁村女性の役割を正しく認識し、適正な評価への気運を高め、女性の能力発揮を促進することを目的として、昭和62(1987)年度から3月10日を「農山漁村女性の日」として設定し、毎年記念行事を行うなど、農山漁村における男女共同参画の推進に向けた普及啓発に取り組んでいます。

第23回目となる本年度の記念行事は、大会キャッチフレーズを「次世代につなげよう豊かなふるさとー共同参画でめざせ農林漁業・農山漁村復権ー」と定め、表彰式や優良事例発表を行うとともに、地域において女性がいきいきと活躍している事例報告、企業において指導的地位に就き活躍されている女性リーダーによる記念講演などが行われました。

### 記念行事の概要

- ◆日時 平成22年3月10日(水)  
10:00～16:00
- ◆場所 よみうりホール(東京都)
- ◆内容  
(1)事例報告「田舎力 地域に眠る宝を探し発信せよー農山漁村が持つ日本の地域力ー」  
講師：金丸弘美氏(食環境ジャーナリスト)  
【講師からのメッセージ】  
地域力を生み出すには、次の6つの要素が必要です。
- ① 発見力「なにもない」土地に眠る宝を探せ。
- ② ものづくり力 ビジョンを抱いて、きちんと作れ。
- ③ ブランドデザイン力 ヒットの秘訣は力のある地域に訊け。
- ④ 食文化力 食材の背景を知り、発信せよ。
- ⑤ 環境力 持続可能なコミュニティを目指せ。

- ⑥ 発信力 地域の魅力を外部に具体的に伝えよ。

活力ある地域は、ものまねでない個性を見出しているところです。それを「田舎力」と言っています。女性の視点が入っているところは間違いなく元気があります。消費行動を起こす圧倒的多数は女性。女性の発想を取り入れたところはいいものが生まれています。

- (2)受賞者活動報告(農山漁村における男女共同参画推進表彰)
- (3)表彰式
- (4)講演会「女性リーダーを育てる～構成員が多様な組織は強い!～」  
講師：岩田喜美枝(株式会社資生堂代表取締役副社長)

### 【講師からのメッセージ】

これまで日本の企業は、多様性を活用するという観点が弱かったのですが、今、多くの企業は、性別、国籍、職歴などで見て多様な社員が活躍できる組織を目指しています。こ

## 「農山漁村女性の日」設定の経緯

この日は、「国際婦人の10年」ナイロビ世界会議(昭和60年)で採択された「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を受け、我が国において決定された、「西暦2000年に向けての新国内行動計画」(昭和62年策定)の具体的施策の一つとして、位置付けられたものです。

3月10日に設定することについては、まず第1に国際的な視点として「国際婦人の10年」の

基本となる世界行動計画草案が検討された時期であること、第2に農家・農村の生活リズムの視点から、農作業が比較的少なく社会生活においても女性が学習や話し合いを共にする条件が整っていること、第3に女性自身の視点として農山漁村女性の3つの能力(知恵、技、経験)をトータル(10(とお))に発揮して欲しいという願いも込められています。

## 農山漁村における女性の参画促進 ～活力ある農山漁村の実現に向けて～

のような変化を生んでいるのは、「女性社員が多くいるのにマネジメントレベルはほとんどが男性であることは、女性人材を無駄遣いしているのではないか」という反省や、「女性消費者のニーズを掴むためには、女性社員が方針決定の場にいることが必要である」という考え方のみならず、「多様性は新しい価値を創造する源である」という考え方です。つまり、同質な集団よりも異質な構成員からなる集団のほうが、多様な価値観や情報の中から新しいものが生まれやすいという考え方です。これらのことは、企業に限らず、農業・林業・漁業についても当てはまるものではないでしょうか。企業における女性リーダーの育成・登用の現状をご紹介しますので、何らかの参考にしていただければと思います。

### 農山漁村で活躍する女性達

農林水産省では、農山漁村地域での女性の素晴らしい活躍を広く知っていただくため、様々な表彰を行っています。ここでは、これらの受賞者の中から、特に優れた活動を行い、農林水産大臣賞を受賞した女性達の活動を簡単にご紹介させていただきます。

#### 1「明日の農山漁村を担う女性表彰」農林水産大臣賞受賞者の紹介

この表彰は、農林水産分野におい

て優れた取組を行っている若手女性を表彰することで、後継者や次世代を担う地域リーダーの育成を図り、地域における男女共同参画の促進に資するとともに、仕事と生活の調和がとれた農山漁村の魅力を国民に広くアピールすることを目的に行っています。

#### 山下 由美 愛媛県宇和島市農業(稲作、柑橘、野菜)

山下さんは、非農家の生まれで結婚を契機として就農。夫の両親と複合経営を営む中で農業の楽しさを感じ、主体的に農業経営に取り組みられています。自ら農業機械を操りながら農薬を使わない米作りや消費者への直接販売等に取り組み、平成20年には両親の高齢化に伴い自ら認定農業者となりました。

また、JA女性部にフレッシュミズ部会を結成、初代部長となるとともに全国組織の理事に就任するなど、若手リーダーとして地域から全国に至る範囲で活躍されています。

#### 2「農山漁村男女共同参画活動いきいきフォトコンクール」農林水産大臣賞受賞作品の紹介

この表彰は、農林水産業、農山漁村における男女共同参画の実現に向け「男女がいきいきと参画している優良な取組」を表現した優秀な写真と地域での取組を表彰することにより、地域での男女共同参画の取組の促進を目的とする表彰です。

#### 画題(テーマ):「家族総出」

応募団体: 田野畑村(岩手県)

撮影者: 磯崎 孝男

3月から4月にかけてのこの時期は、約半年間丹精込めて育てた養殖わかめの収穫時期です。まだ寒気が漂う中、家族の総力をあげて収穫の喜びを語りながら気持ちを一つにしてイキイキと作業する情景が表現されています。

田野畑村のわかめ養殖は、約半世紀の歴史を有し、断崖絶壁が連なる海岸線に荒波が押し寄せる清冽な海で養殖がおこなわれています。養殖わかめの収穫は3月半ばからの約1月間ですが、この間、浜は大忙しです。収穫作業は家族総出でおこなわれ、女性たちは湯通し後の冷却や芯抜き作業などを分担。みんなの協力でスピーディにおこなわれ、女性の



農山漁村男女共同参画活動いきいきフォトコンクール農林水産大臣賞受賞作品

力は欠かせないものとなっている。

### 3 「農山漁村女性チャレンジ活動表彰」農林水産大臣賞受賞者の紹介

この表彰は、農山漁村の生活の充実と開発に優れた活動の実績をもち、男女共同参画推進のために積極的に活動している女性の個人または集団を表彰するものです。

#### 社長になりたい！～パートナーシップ経営で夢の実現～

松村 久子氏（群馬県伊勢崎市）

松村氏は、農家10戸での農事組合法人設立に際し、夫妻同額出資を提案するなど、女性が経営の一翼を担うという意識を地域に広めました。その後、松村夫妻は「有限会社あずま産直ねっと」を設立し、二人揃って代表取締役に就任、名実ともにパートナーシップ経営を実践し、男女共同参画社会づくりを目指しています。安全な土づくりをモットーに、環境や安全に配慮し、平成20年には群馬県下初のJGAP認証を取得するなど先進的な農業経営を実践する一方で、農業を志す若者を積極的に受け入れ、すでに4名が自営農業者として巣立っています。

#### ふるさと“<sup>うっ</sup>内日”への愛情がパワーの源「うっ工房」

企業組合 うっ工房（山口県下関市）

JA店舗の閉鎖をきっかけに「内日工房ふれあいセンター」を結成

し、周囲の反対や運転資金の捻出等の課題を乗り越え、集落唯一の食料品や日用雑貨を販売する店舗部を開業、その後4加工部門に加え、新たに飲食店を開設するなど事業拡大しながら地域の暮らしを支え、地域活性化の牽引役となりました。経営内容を分析してわかりやすくまとめた資料を作り、定例会で説明するなど会員全員が経営の問題点や改善点を認識。家庭の事情にも配慮し、当番日誌の様式改善や勤務時間を15分単位で計算するなど働きやすい体制を整えています。人手不足のときは部門を越えて助け合う体制にし、高齢世代から次世代への農産物加工技術の伝承もされています。

#### 仲間とともに「学び・考え・つなげる」ふるさと“たかまつ”ごじまん活動 高松市生活研究グループ連絡協議会（香川県高松市）

後継者育成において、先輩グループ員が農家に嫁いだ女性の相談役となり、農業や地域活動への取り組み姿勢を見せることで後継者グループへの加入を促進。後継者グループの会員が仲間を作り、新たに別グループを結成するなど活動の輪が広がっています。農業体験教室、郷土料理の伝承、「男の料理教室」を実施するなど農家と消費者の橋渡し役として、食育・地産地消に貢献。農業経営改善計画の共同申請や家族経営協定の推進、起業活動といった女性の経営参画の面で県内のモデルとなる

会員が多数おり、他地域へも影響を与えています。

### 4 「JA男女共同参画優良表彰」農林水産大臣賞受賞者の紹介

この表彰は、農山村における男女共同参画社会の実現を図るため、JA組織全体の男女共同参画に関する意識を高めることを目的として、女性の参画を推進している優良なJAを表彰するものです。

#### 三次（みよし）農業協同組合（広島県）

女性役員数：3人（10.7%）

女性総代数：69人（12.5%）

女性正組員数：5,622人（40.5%）  
（取組概要）

JAの中期計画の重点方針に女性の参画促進を位置づけ、JA女性部を中心に女性の正組員加入促進運動の展開及び女性理事枠の拡大を実施しました。その結果、3名の女性理事が現在活躍するとともに、平成21年度の改選において総代への女性選出枠を設定し、女性総代の数を従来の24名から69名に大幅に拡大しました。

# 国際協力におけるジェンダーと開発 ～ JICA の取り組み～

独立行政法人国際協力機構

## 1. 国際協力におけるジェンダー

国際協力においては、1970年代から、開発援助は特定の人々にしか裨益していないのではないか、むしろ男女格差を助長しているのではないかという批判に基づき、開発途上国の女性が開発過程に参加し、女性の地位向上を図ることが重要であると認識されるようになりました。日本の援助政策の根幹を示すODA大綱（2003年）では、「男女共同参画の視点は重要であり、開発への積極的参加及び開発からの受益の確保について十分配慮し、女性の地位向上に一層取り組む」と謳われています。

1995年の第4回世界女性会議（北京）以降は、GAD（Gender and Development：開発と女性、「男性と女性の相対的な関係」や「女性に差別的な制度や社会システム」を変えていくことが必要であるとする考え方）を定着させる政策論的方法として、「ジェンダー主流化」が重視されるようになりました。

ジェンダー主流化とは、あらゆる分野での「ジェンダー平等」<sup>1</sup>を達成するための手段です。すべての開発政策や施策、事業は、中立ではなく男女それぞれに異なる影響を及ぼすという前提に立ち、開発政策、施策、

事業の計画、実施、モニタリング、評価のあらゆる段階で、ジェンダーの視点に立って開発課題やニーズ、インパクトを明確にしていくプロセスを指します。

JICAの第二次中期計画（2007年～2011年）でも、「男女共同参画の視点は重要であり、事業実施に当たり、開発への積極的参加及び開発からの受益の確保について十分配慮し、女性の地位向上に一層取り組む。そのため、職員その他の関係者に、開発援助における男女共同参画推進の重要性についての理解促進を図るとともに、実施の各段階において、女性の地位向上に配慮した業務運営に努力する」としています。

## 2. ジェンダー主流化推進体制

JICAは2002年4月、「ジェンダー主流化推進体制」を構築しました。人事及び企画・調整担当理事をジェンダー総責任者、各部署長（在外事務所、国内機関含む。）をその部署のジェンダー責任者とし、各部署に男女1名ずつジェンダー担当者（合計200名以上）を指名、各種事業のジェンダー主流化をモニタリングするとともに、ジェンダー勉強会などを開催しています。企画・調整部（当時）は事業におけるジェンダー主流

化推進のための指針整備、各部署の事業のジェンダー主流化に対する助言などを行っていました。

2008年10月、JICAは国際協力銀行（JBIC）の海外経済協力業務（円借款事業）と外務省の無償資金協力業務の一部を承継しました。これを機に、ジェンダー主流化推進体制も一新されました。新たに公共政策部ジェンダー平等推進課にて、ジェンダー主流化そのものをねらいとする事業を担当し、企画部では公共政策部や各部署のジェンダー責任者・担当者とともにJICA全体のジェンダー主流化を調整する総合機能を果たしています。二つの部署で事業におけるジェンダー主流化をより一層推進していくこととなり、ジェンダー主流化推進体制は強化されました。

## 3. 取り組み事例の紹介

### (1)ジェンダー主流化の推進

アフガニスタンでは、過去23年に及ぶ紛争とその後のタリバン政権下において、女性は政治的、社会的に極めて制限された生活を余儀なくされてきました。女性の権利を回復し地位向上を図るため、2001年12月のボン合意に基づき女性課題省が設置されました。JICAは2003年度から女性課題省の組織能力強化をねら

<sup>1</sup> OECD開発援助委員会（DAC）の「開発協力におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメントガイドライン」によると、「ジェンダー平等とは、男性と女性が同じになることをめざしてはいない。人生や生活において、様々な機会が男女均等であることをめざすものである。また、ジェンダー平等といっても、すべての社会や文化に画一的なジェンダー平等モデルを強制するものでもない。ジェンダー平等の意味するところを男性と女性がともに考えて選択する機会を均等に有し、そのジェンダー平等を達成するために男女が協同で取り組むという考えである。現在は明らかにジェンダー格差が存在しているので、男女を平等に扱うのみでは不十分である」（OECD “DAC Guidelines on Gender Equality” p.12 Boxより）。（[http://www.oecd.org/document/28/0,3343,en\\_2649\\_34541\\_1887516\\_1\\_1\\_1\\_1,00.html](http://www.oecd.org/document/28/0,3343,en_2649_34541_1887516_1_1_1_1,00.html)）参照。

国際協力においても、男女共同参画は必要不可欠の視点です。JICA では、全ての国際協力事業がジェンダー視点に立ったものとなるよう、様々な取り組みを行っています。また、事業に携わる関係者向けに、各種ジェンダー勉強会等を行っています。

いとすの支援を実施してきており、現在は、2009年1月から4年間の予定で、「女性の貧困削減プロジェクト」を実施中です。このプロジェクトでは、女性課題省が他省庁の実施する事業へのジェンダー視点からの助言・協力、研修などにより、最貧困女性の状況改善に貢献するとともに、他省庁との共同事業を通じた職員の能力向上を図っています。女性の貧困削減に貢献できるとともに、女性たちが自らの役割を理解し、人として尊厳を持てるようになること、女性に対する社会的認識が改善されることが期待されています。



(羊の放牧を行う女性)

## (2)女性と男性双方に効果

イエメンは成人識字率が男性76%、女性39% (UNESCO/GMR2009) と世界でもっとも男女の教育格差の大



(学校に通う女子生徒たち)

きい国の一つです。

「イエメン女子教育向上計画プロジェクト」(2005年～2008年)では、タイズ州の59校をパイロットとして選定し、①地域住民への啓発活動(保護者会(父会、母会)の開催、母親向けに識字・裁縫教室などを学校で開催、ラジオを通じた宗教指導者からのメッセージの活用など)、②教育の質の改善(授業参観の実施、教員の増や教員研修の実施、優秀な生徒の表彰など)、③学校環境改善のための活動(机・椅子の修理、教室・トイレの修繕、建設、清掃活動など)を実施しました。この結果、59校全体の女子の就学率はプロジェクト開始前の1.5倍、のみならず男子の就学率も1.3倍に改善したのです。校長の意識も変化し、男女が平等に教育を受ける権利を有すると答える校長は、プロジェクト開始前の9.4%から終了時の96.6%に大きく改善しました。

## (3)女性の生計向上に貢献

インドのタミルナド州では、森林の荒廃が問題となっており、その原因の一つに、薪の収集や家畜の世話をする女性が樹木を伐採してしまうことがありました。旧JBICで実施した「タミルナド州植林事業」(貸付期間1997年～2005年)では、植林を行うだけでなく、女性が森林伐採に依存しないですむよう、代替収入を得るための支援も行いました。具体的には、5,979の自助組織(セ

ルフ・ヘルプ・グループ)を結成し、9万人以上の女性が加盟してハーブの加工販売、牛の飼育・取れたミルクの販売、寺院の側に店を出し参拝客向けに必要な線香や容器、ココナツ等の販売などを行い、グループとして少しずつ貯金を増やす取り組みを実践しました。こうした活動の原資としてマイクロクレジットが取り入れられ、円借款の一部が原資となり、生計手段の多様化に貢献しました。



(お線香作り)

## 4. 今後に向けて

国連ミレニアム開発目標には8つの目標が設置されており、この中の目標3は「ジェンダーの平等の推進と女性の地位向上」です。JICAもこの目標の実現を見据えつつ、ODA大綱やJICA中期政策に沿い、今回ご紹介したような事例をより一層積み上げるとともに、関係者の啓発活動に努めてまいります。

(参考：<http://www.jica.go.jp/activities/issues/gender/>)



Special Interview

# 農業振興に女性の力を ～JAいるま野の取組

Ozawa Toshio

**今回は、平成21年度JA全国女性大会においてJA全国女性組織協議会会長賞を受賞した、いるま野農業協同組合(埼玉県入間市)の代表理事組合長 小澤 稔夫さんに、「JAいるま野」の取組について伺いました。**

— はじめに、JAいるま野の特徴について伺います。

小澤 JAいるま野は、平成8年に、11のJA(川越市、霞ヶ関、入間東部、入間市、狭山市、坂戸市、鶴ヶ島、毛呂山町、越生町、埼玉日高、飯能市)が合併して誕生し、平成13年にJA所沢市が加わり現在に至っています。多品目の生産、観光農業など都市近郊農業を行う県内最大規模のJAとなっています。

農村をとりまく環境の変化、高齢化社会の進展などを受け、JAの役割も徐々に変わってきています。そこで、私どもは、「人に優しい豊かな地域社会を目指して」という基本理念のもとに、農業振興のほか、地産地消、食育、高齢者福祉事業、子育て支援などの地域貢献活動に力を入れています。

例えば、管内で獲れた新鮮な野菜

の直売や農産物の品評会を行うJAまつりのほか、小学生が農業体験を行う「田んぼ教室」、料理コンクールの実施、デイサービスセンターの運営なども行っています。

— 平成21年度JA全国女性大会においてJA全国女性組織協議会会長賞をJAいるま野として受賞されました。男女共同参画の継続的な取組を評価されての受賞ですね。

小澤 平成12年の「第22回JA全国大会」で女性参画推進の決議がされましたが、JAいるま野でも、主に女性部の連携強化から取組を始めました。平成13年には、「JA常勤役員と女性組織協議会役員との交流会」を実施、平成14年から15年にかけて「女性組織学習会」を本店と7つの地域で開催しました。平成18年には、女性参与2人を選任し、この年には女性部の部員の増加と組織の活性化を目指して、「女性組織活性化委員会」を開いています。また、平成18年から20年まで「参与・女性部リーダー意見交換会」を開いて、「JAに望むこと」をテーマに話し合いを各地区で合計21回行いました。

これらの取組とともに、女性の裾野を広げていくため、数値目標の設

定も行っています。平成17年度からは、JAの正・准組合員について、500人の数値目標に対し591人が加入、翌18年度には女性部員を対象にした正組合員加入運動で200人の目標に対して273人の加入を実現しました。平成19年度から21年度末までに、正組合員に占める女性の割合を25%にするという数値目標も定めており、この目標も達成の見込みです。

さらに、25%を女性が占めるに至っても、女性の役員や理事が一人もない、という事態は非常に不自然ですよ、ということで、意思決定の場への女性の参画も進めるため、管内の57の支店への協力をお願いしているところです。例えば、女性総代については、各選挙区(46区)から女性総代が一人以上選任され、総代680人中、48人が女性となりました。平成21年の総代会では、女性理事が7人選任されました。現在この7人の非常勤理事は、「管理」、「経済」、「金融」の3つの委員会に委員として所属しています。

— 当初からたいへん積極的な取組を行われたということですが、スムーズに進みましたか。



# 小澤 稔夫

いるま野農業協同組合  
代表理事組合長

おざわ・としお／  
昭和14年 川越市生まれ  
昭和34年 自家農業に就農(米作)  
昭和60年 川越市農業委員  
平成5年 川越市農業協同組合理事  
平成8年 いるま野農業協同組合理事  
平成9年 いるま野農業協同組合地区代表理事  
平成14年 いるま野農業協同組合地域統括理事  
平成15年 いるま野農業協同組合代表理事  
副組合長  
平成18年 いるま野農業協同組合代表理事組合長

**JAが、1つの大きな家族のような組織になることを目指しています。**

小澤 やはり以前は組織内が男性中心で、女性が積極的に意見しやすい雰囲気ではありませんでした。実際、女性が発言すると、否定的なことを言われるということもあったようです。私どもが、各組員や支店にご理解とご協力をお願いしてきて、ここまでくるのに、約10年かかりました。勉強会などの取組を徐々に積み上げてきた成果だと考えています。

— **女性の参画で得られるメリットは、どんなところにあるとお考えでしょうか。**

小澤 まず、実際に農業にはたくさんの女性が関わっていますから、女性の声というのは、本当は聞いていかねばならないものですよね。また、先ほど申しましたとおり、JAいるま野では、農業振興以外にも様々な地域や生活に密着した活動を行っています。こうした活動を効果的に進めるには、多様な視点、アイデアが不可欠ですから、女性の意見を取り入れることが大きな力となるのです。

— **女性の参画を進めたことでどのような変化があったか、エピソードがあればお聞かせください。**

小澤 女性理事が増えたのは比較的

最近ですから、まだ大きな意思決定において、目に見える影響・成果があったという段階ではありません。これからの活躍に期待しています。もっと小さなレベルですと、例えば、ある役員さんが、いちじくジャムの試作品を会合に持ってきたところ、女性メンバーからたくさんの意見や細かいアドバイスが頂けたということです。男性だけだと、どうしてもジャムを食べて、おいしいね、で終わってしまいがちなんですが(笑)、女性だとジャムの味つけのみならず、色がどうだ、パッケージはこうしたほうがいい、など様々な意見がでてくる。やはり、日常的に調理をしたり、買い物をしたりしていますから、消費者としての目線が生きてくるのでしょうか。

また、JAまつりなどの大きなイベントでも、女性の参画によってより活気のあるものになってきていると思います。

— **最後に、全国の農業に従事する女性の皆さんにメッセージをお願いします。**

小澤 ほかのあらゆる分野でもそうだと思いますが、農業にとっても女性の力はたいへん重要です。農村で

は、女性が家事、育児、農業まで幅広く担っていて、たいへん苦勞されていることがまだ多い。そうした経験を生かしていける場を作っていければと思います。

JAいるま野では、合併以来、もっと若者や女性にも参加して貰おう、という方針のもとに運営してきました。かつて農村では、田植えや稲刈りを隣近所で協力をして行う、という地域の繋がりがありました。現在は、そうした農作業のほとんどは機械化されていますから、以前と比べるとそのような繋がりは希薄になっています。そこでJAが、農業分野での地域の拠点として、1つの大きな家族のように、若い人もいて、女性がいて、男性がいる、という組織になればと考えています。是非、女性のみなさんにも積極的に参画してほしいです。

— **地域の農業の発展のために、明確なビジョンを持っていらっしゃるのですね。今日は、ありがとうございます。**

# 地域戦略としてのワーク・ライフ・バランス

先進自治体①  
まとめ

株式会社東レ経営研究所ダイバーシティ&  
ワークライフバランス研究部長

渥美 由喜

## WLBで地域社会を活性化

本連載では、地区ブロックごとに代表的な先進自治体を取り上げてきた。紙面の都合で取り上げることができなかったものの、先進自治体は他にも沢山ある。しかも地域特性を活かしたユニークな取組は増加傾向にあるのは興味深い。

本連載の初回の総論で（共同参画2009年4月号掲載）、筆者は「地域戦略として、WLBは極めて有効だ。今後のキーワードは『ネットワーク』、すなわち行政・企業・従業員・NPOなどを有機的に結びつけることが重要だ」と述べた。

先進自治体では、地域のさまざまな主体が連携することにより、行政がさほど大きなコストを負担しなくても、WLBを広め、深めることに成功している。

WLBに取り組むと、必ず地域社会は活性化する。なぜなら、「働きやすく暮らしやすい地域は、子育て世代や準備世代を惹きつける⇒納税者が増え、自治体財政が潤う⇒きめ細やかな施策を展開」という正の連鎖が生まれるからだ。

また、若い世代のみならず、高齢世代を巻き込むことも重要だ。生活時間が長い高齢者がこれまで培ってきたワークのスキルを活かすライフの場があると、生き甲斐や健康状況の改善につながる。

さらに、家庭人、職業人、地域人という「市民の三面性」を兼ね備える人が増えると、住民意識にも大きな変化が生じる。行政に対して権利ばかりを主張する代わりに、自身が何ができるかを考え始めるのだ。住民が「行政と連携して地域社会を良くしていこう」という主体性を持つと、真の意味で『協働』が進む。

特に、これまで職場にエネルギーの大半を注いでいた働き盛りの男性が地域で

の役割を担うと、男女共同参画が進む。

## ネットワークの3つの意義

ネットワークには、3つの意義がある。

第一に、加わる主体が増えるにつれて、ネットワークの網の目は細くなり、子どもやお年寄りなど社会的弱者を支える『安全網』は強固になる。

第二に、現場のニーズを吸い上げて行政に知らせ、行政からの情報も現場に伝えられる『連絡網』が縦横無尽に張り巡らされることになる。

第三に、地域のサポート力を引き出し、住民・家庭を支える土台=社会基盤が堅固になる。

例えば、ある人が子育てや介護で精神的な余裕がなくなったり、失業や家族との離別・死別で自暴自棄になったとする。こうしたリスクを行政だけ、所属企業だけで支えるには限界がある。

誰かが地域社会から落伍しかけたとしても密なネットワークがあれば、安全網で跳ね返り戻ってくる『トランポリン効果』が生じる。そして、行政との連絡網で、情報が入り、必要となるサービスが提供される。やがて別の人が落伍しかけた時には、自分がしてもらった経験を踏まえて強力なサポーターとなる。

かつての地域社会、企業社会が普通に持っていた「お互いさま・思いやり」の相互作用が無限に広がっていくのだ。

## 推進の4段階

ネットワークの拠点として、期待されるのはやはり地方自治体だ。地域社会の情報と人脈を持っているし、公益性を加味して加工することに長けているからだ。

では、具体的にどのようなネットワークを構築していくべきなのか。最近、企

(図表) 都道府県・政令市の取組み

	共同宣言・合意	表彰・認証制度
北海道	○	○
青森県	×	○
岩手県	○	○
宮城県	○	○
秋田県	×	○
山形県	○	○
福島県	○	○
茨城県	△	○
栃木県	○	○
群馬県	×	○
埼玉県	○	○
千葉県	○	○
東京都	○	○
神奈川県	○	○
新潟県	○	○
富山県	—	○
石川県	×	○
福井県	×	○
山梨県	×	○
長野県	○	○
岐阜県	○	○
静岡県	○	○
愛知県	×	○
三重県	○	○
滋賀県	○	○
京都府	—	○
大阪府	×	○
兵庫県	○	○
奈良県	×	○
和歌山県	○	○
鳥取県	×	○
島根県	○	○
岡山県	○	○
広島県	○	○
山口県	○	○
徳島県	—	○
香川県	○	○
愛媛県	○	○
高知県	×	○
福岡県	×	○
佐賀県	○	○
長崎県	×	○
熊本県	○	○
大分県	○	○
宮崎県	×	○
鹿児島県	×	○
沖縄県	○	○
計	28	47
札幌市	×	○
仙台市	—	○
さいたま市	—	—
千葉市	—	○
横浜市	—	○
川崎市	—	○
新潟市	×	×
静岡市	×	○
浜松市	×	×
名古屋市	—	○
京都市	—	○
大阪市	○	○
堺市	○	×
神戸市	×	○
広島市	—	○
福岡市	○	○
北九州市	○	○
計	4	13
合計	32	60
実施率	50%	94%

(注) ○実施、△検討中、×実施せず、(資料) 各都道府県・政令市のHP等に



あつみ・なおき／東京大学法学部卒業。複数のシンクタンクを経て、2009年東レ経営研究所入社。内閣府・少子化社会対策推進会議委員、ワーク・ライフ・バランス官民連絡会議委員、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議点検・評価分科会委員を歴任。

奨励金・助成金	融資・優遇金利	公契約上の配慮
×	○	○
×	×	×
×	×	○
○	○	○
○	○	○
×	○	○
○	○	○
—	—	—
×	○	○
×	×	○
×	○	○
×	×	×
○	○	○
○	○	○
○	—	—
×	×	○
△	○	○
×	×	×
×	○	○
○	×	×
△	○	○
○	—	○
×	×	○
—	○	—
×	×	×
○	—	—
×	×	×
×	○	×
△	○	○
×	×	○
—	—	—
—	○	—
×	○	○
—	○	—
×	○	×
○	×	○
×	×	○
×	×	○
○	×	○
—	—	—
○	○	○
×	○	○
×	○	×
17	25	30
○	×	○
—	—	—
—	—	—
○	○	—
—	—	—
○	×	○
×	×	×
×	×	×
—	—	—
—	—	—
○	×	×
×	×	×
—	—	—
—	—	○
×	×	○
4	1	4
21	26	34
33%	41%	53%

— 不明。  
に基づき、筆者が作成。

業戦略でよく掲げられる「ダイバーシティ&インクルージョン」が有効だ。

筆者がコンサルタントとしてお手伝いする際には、4段階あると説明している。すなわち、①ビジョンを掲げて、②多様な主体が連携し、③各主体に当事者意識を持たせて(巻き込み)、④お互いを認め、活かし合う、という段階だ。

第一段階として、全都道府県・政令市の5割がWLB推進に向けた『共同宣言』を実施している。例えば、兵庫県では、全国に先駆けて2006年にWLBに関する政労使の三者合意を策定した(現在では国の出先機関を含む四者合意)。同年、埼玉県も県と経済団体が共同で「子育て応援企業宣言」を採択した。いずれもトップが積極的に関与して実現に至っている。

第二段階として、庁内組織の連携、および庁外関係機関、WLBに関心が深い人材との連携がある。WLBを所管する部署は大きく少子化対策担当、男女共同参画担当、雇用・労働担当の3つに大別できる。縦割り行政の弊害に陥らないためには、庁内関係部署による推進組織が有効だ。例えば、福岡市では副市長をトップに置いて関係部署4課による推進組織「い〜な ふくおか応援団」を組織している。筆者は応援団アドバイザーを拝命しているが、関係部署の連携がスムーズに進むことで相乗効果が生まれている。

庁外関係機関との連携に関して、埼玉県では次世代育成関連の審議会下のWLB部会(筆者は座長)や広域連携組織の八都県市両立支援推進検討会(同アドバイザー)を備えている。また、神奈川県では県・労働局・政令市間でWLB推進担当者会議を設けている。

WLBに関心が深い人材との連携は、兵庫県の取組が興味深い。全県に推進する拠点として「ひょうご仕事と生活センター」を設置し、専門的知見を持つコン

サル、社労士、診断士と連携している。

また、企業担当者、社労士、診断士を集めて、WLBコンサルタント養成講座を開催している自治体も多い。これまで筆者は、石川県、埼玉県、千葉県、三重県などで講師を務めてきた。

第三段階として、WLBに無関心な企業などに当事者意識を持たせて、最初の一步を踏み出す施策も重要だ。WLBに取り組む企業・団体・一般市民に対する表彰・認証制度(全都道府県・政令市の9割が実施)、あるいは奨励金・助成金(同3割)、融資制度・優遇金利の設定(同4割)、公契約上の配慮(同5割)、WLBに取り組む企業・団体に対するアドバイザー派遣(同5割)等を設ける自治体は少なくない。

第四段階として、各主体がお互いを認め、活かし合うことも重要だ。例えば、三重県には、企業と地域の団体が連携した「みえ次世代育成応援ネットワーク」があり、企業会員数258、NPOなど地域会員数329と活況を呈している。

また、石川県、埼玉県、福岡市、神奈川県(予定)等は、上述養成講座の参加者同士が情報交換をする場を設けている。筆者はコーディネーター、アドバイザーとして手伝ってきた。企業担当者は専門的見地からの助言を得られる一方で、社労士、診断士等は企業担当者の悩み・本音、取組事例の詳細を知り、まだWLBに取り組んでいない他の企業のコンサルティングに活かしている。自治体は、情報交換の場を提供し、サポートするだけで、企業内担当者と専門家がネットワーク内で切磋琢磨していくようになる。

このように地域に潜在的に存在している「ソーシャルキャピタル(社会資本)」が結びつくと、無限の相乗効果が生み出されていく。WLBこそ地域社会を活性化させるカンフル剤と筆者は確信している。ご愛読ありがとうございました。

# 仕事と生活の調和推進だより①⑦

内閣府仕事と生活の調和推進室

## 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)と最近の経済情勢の影響に関する意識調査」について

### 経済情勢の悪化を受けて

内閣府では、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の認知度や、1年前と比較した生活時間、収入、生活満足度の変化などについて、最近の経済情勢が与えた影響を把握することを目的として、意識調査を行いました。(※)

今回は調査によって得られた結果のうち、「生活時間の変化と生活満足度の関係」を中心にご紹介します。

### 1年前と比較した仕事時間の変化

調査では、仕事の時間が減ったと答えた人が22.8%いる一方、仕事の時間が増えたと回答した人も27.7%います。

仕事の時間が減った理由は「経済情勢の悪化による業務量減少」などで、増えた理由は「採用減等による業務のしわ寄せ」など、いずれも経済情勢の影響が多いものとなりました。

### 生活時間の変化と生活満足度の関係は

経済情勢悪化の影響等により1年前と比較して仕事時間が減少した人の約6割で生活満足度が低下しています。この背景には収入の減少があると考えられます。

一方、1年前と比較して、「組織全体として」「自ら努力して」など、「主体的な

要因」により仕事の時間が減った人は、代わりに「家族団らん等の家庭生活」「家族のために行う家事、育児、介護・看護等」など、家族との時間を増やした人の割合が高くなっている結果となりました。

### ワーク・ライフ・バランスの一層の推進が必要

仕事時間を減らしたり、仕事時間減少の代わりに家族団らん等の家庭生活の時間を増やした人では、生活満足度が向上した人の割合が全体と比較すると高くなっており、ワーク・ライフ・バランスの改善が、生活満足度の向上に結びついた人も一部にはいたことが分かりました。(図表)

しかし、そうした人は、全体の中では少数にとどまっており、ワーク・ライフ・バランスの一層の推進が必要と考えられます。

今回の調査では、ワーク・ライフ・バランスの「言葉も内容も知っている」人の割合は、過去の調査と比較して増加しましたが、依然として2割弱にとどまっているという結果になりました。

一方、「言葉を聞いたことがある」人の割合は5割を超えており、ワーク・ライフ・バランスの言葉の認知度は高まっています。

仕事と生活の調和推進室においては、ワーク・ライフ・バランスの言葉も内容も、広く国民のみなさまにご理解いただき、その取組の輪が広がるよう、積極的に取組を推進してまいります。

※

○調査対象：全国20歳以上60歳未満の男女2,500人(地域別・性年代別人口構成比で割付)

○調査期間：平成21年12月18日～12月22日

○調査方法：調査会社の登録モニターに対するインターネット調査

<http://www8.cao.go.jp/wlb/research/pdf/wlb-net-svy-keizai.pdf>

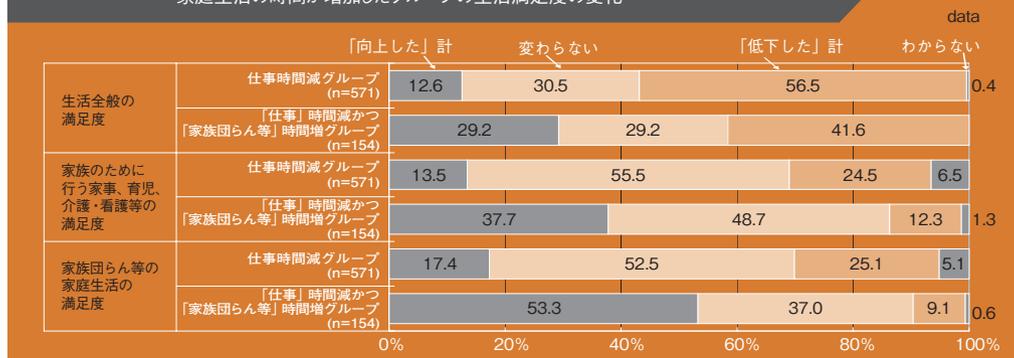
(参考)

平成20年後半からの経済状況の悪化の中で、仕事と生活の調和に向けた取組が停滞することを懸念する声が聞かれることから、仕事と生活の調和連携推進・評価部会は、21年4月に「緊急宣言－今こそ仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進を－」を仕事と生活の調和関係省庁連携推進会議と合同で取りまとめました。

この宣言において、仕事と生活の調和の推進は、中長期的・持続的発展につながる「未来への投資」であり、好不況にかかわらず国民運動として着実に進めていくべきものであることを、政労使の枠組みにより改めて確認するとともに、労使団体等の関係組織に周知しました。

図表

仕事時間が減少したグループと、仕事時間が減少し、かつ、家族団らん等の家庭生活の時間が増加したグループの生活満足度の変化



## 平成21年度 女性のライフプランニング支援総合推進事業 全国7委託団体における取組報告

文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課

### 各委託先団体の主な取組

※丸数字：団体名

- ① 青森女性のライフプランニング支援  
連絡協議会（青森県）

自分の生き方を主体的に選び、自己実現ができる若い女性を増やすことを目標に、20～30代前半の働く女性を対象として、結婚・妊娠・出産といったライフイベントを視野に入れたライフプランニングの支援を目的とした、連続講座と特別セミナーを実施しました。

- ② 財団法人日本女性学習財団（東京都）

女性の生き方にかかわる様々な学習プログラムの開発および学習資料の作成、セミナー開催等に取り組み、育児期の女性、非正規雇用等の女性、若年女性（大学生）の3つの対象別に、各々の課題を踏まえて、連続セミナーなどを実施し、その成果を検証・整理しました。

- ③ 特定非営利活動法人せたがや子育て  
ネット（東京都）

女性のライフプランニングの学びとコミュニティカフェを拠点とした交流の場づくりをテーマに、学生自らの行動の変化につなげることを目的として、女子学生を対象としたライフステージごとの連続講座、実行委員の学生が学んだことを発信する講座を企画・主催し、実施しました。

- ④ 財団法人横浜市男女共同参画推進協  
会（神奈川県）

ライフプランニング支援等を実施する男女共同参画センター等においては、男女共同参画を推進する拠点施設としての総合的事業評価システムの確立が喫緊の課題となっていることから、全国の男女共同参画センター等で活用可能な事業評価システムを開発し、その普及を図るための調査研究を実施しました。

- ⑤ 特定非営利活動法人参画プラネット  
（愛知県）

一人一人の女性の状況を踏まえた将来設計を統合的に学ぶ場として連続講座を実施し、地域における様々な立場の人々及び地方公共団体・企業・団体をつなぎ持続可能な協力関係を築くことを目的として、ポータルサイトを構築しました。

- ⑥ 特定非営利活動法人働きたいおんな  
たちのネットワーク（京都府）

出産前を含む子育て期の女性たちに対し、離職しないで働き続けることや、離職しても焦ることなく社会へ戻っていかれることを目標に、女性たちの人生設計のための地域密着型の情報提供とエンパワーメントのほか、行政とも連携し、人生設計の実現を可能に導く制度整備の検討を行いました。

- ⑦ 特定非営利活動法人関西こども文化  
協会（大阪府）

女性の晩婚化・出産の高齢化は仕事・家庭と子育ての両立や介護の負担を増大させるとして、ライフイベントごとの課題や不安を明らかにし、仕事・子育て・介護の両立を目指して社会資源を活用しながら、家族・地域で支え合うことを目標とした、ライフプランニング手帳を作成しました。

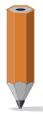
### 「はたらく くらす — 見つめよう 私のライフプランニング」パンフ レット

女性のライフプランニング支援に当たっては、特に初職決定前の女子学生にライフプランニングという考え方を周知することが重要です。

このため、女性のライフプランニング支援総合推進委員会委員の協力を得て、就職を控えた女子学生に向けた、ライフプランニングに関するパンフレットを作成しました。パンフレットは大学等に送付するほか、文部科学省HPでも掲載する予定です。



はたらく くらす—見つめよう  
私のライフプランニング



## 女性職員の自分流チャレンジを応援!! ～経済産業省の取組 経済産業省大臣官房秘書課

### 女性の様々なチャレンジを応援! ～METI流 WOMAN STYLE を発行～

『経済産業省』という、男性の職場という印象をお持ちの方が多いのではないでしょうか？

しかし実際には、採用における女性比率は着実に増加し、多くの女性職員が、企画や国際、産業界との連携など、様々な分野で活躍しています。

当省では、今後の組織のパフォーマンスを高めるには女性の活用が不可欠と考え、女性職員をもっと応援しようと、目標に向かって自分流チャレンジをしている女性職員にスポットライトを当て、経験談やメッセージ、働きやすい環境作りへのヒントなどをまとめた【METI流 WOMAN STYLE】を発行しました。

その中では、女性の視点や育児の経験を活かして、医療・福祉業界の方々との業務にやりがいを感じながら奮闘する職員、海外赴任・留学を経験した職員、自治体に出向し地域振興の現場を経験して、現在中小企業の支援に取り組む職員など、多様な自分流のスタイルでいきいきと活躍中の女性職員を紹介しています。

仕事と育児や家庭との両立には、多くのパワーを必要としますが、「人生の幅を広げる良い経験」、「できることを少しずつ広げる努力が大切」、「新しいことができるようになった自分と前向きに」など、心強い応援メッセージもお届けしています。

また、受入側のサポートや心構えも重要なポイントであることから、女性活用の成功事例を『職員が輝く6箇条』として、管理職や男性職員に対しても、わかりやすく紹介しています。

特に今回のインタビューで印象的だったのは、多くの職員が職場を「自分を成長させてくれる大切な場所」と認識していることです。

同僚と連携しつつ、自分の強みを活かして働くことができ、また長期的な視点を持って、ステップバイステップで仕事に取り組む職員がますます増えるよう、環境整備をさらに推進していくことが大切であると考えています。

### ゴールは一人一人が能力を最大限に発揮できる環境作り

女性の活用を第一歩として、性別を問わず、一人一人が能力を最大限に発揮できる環境作りを目指し、取組を進めています。

一部をご紹介しますと、必要な情報にすぐにアクセスできるよう、イントラネットでの各種制度についての情報提供や、挑戦を後押しするための育児休業中を含む通信教育研修受講と言った能力開発にも取り組んでいます。週2回設定している定時退庁日には、管理職が一斉声かけを実施するなど、「1人1日30分早く帰ろう運動」の浸透によって、徐々にではありますが残業時間が減少し、効果を上げています。

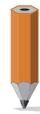
今後は、職員同士の相互理解の促進のため、イントラネットを活用したロールモデルの紹介を始めとした、顔の見えるネットワーク作りなどを通じて、取組をさらに浸透させていくことが重要だと考えています。様々な働き方のスタイルを活かし、一人一人が能力を最大限発揮していける職場を目指していきます。



パンフレット

【METI流 WOMAN STYLE】はこちらからご覧下さい。  
[http://www.meti.go.jp/information/recruit/woman\(on\\_going\).pdf](http://www.meti.go.jp/information/recruit/woman(on_going).pdf)

テキスト版もご覧いただけます。  
【METI流 WOMAN STYLEのテキスト】  
<http://www.meti.go.jp/information/recruit/index.html>



## 「企業参画型の子育て支援事業」 に関する取組状況等調査

内閣府(共生社会政策担当)  
少子化対策担当

### 社会全体で子育てを支える ～自治体・企業の子育て支援事業～

社会全体で子育てを支える事業の一つに、自治体が企業の協賛を得ながら子育て家庭にサービスを提供する「企業参画型の子育て支援事業」の実施があります。具体的には、自治体が発行する優待カードで各種割引サービスなどを受けることができるもので、現在52道府県市で実施されています。

内閣府では、この事業の取組状況の実態や推進に当たっての課題等を整理し、今後の取組の一層の推進に役立てるべく、3つの調査を実施しました。その結果、社会のニーズや課題が見えてきました。

### 子育て支援の内容は多様

子育て家庭が利用したいと思う優待サービスの中では、料金割引が多くなっていますが、「金銭」「物品」に係るサービスだけでなく、「場所」「時間・機会」「人・情報」に係るサービスの利用希望も多いことがわかります。

協賛企業の業種は飲食店、サービス業など様々でその幅も広がってきています。それに伴い、サービス内容も子育て支援の観点から工夫されています。

### 利用者の期待と事業への課題

取組の効果(図表)は、「子育て家庭への経済的負担の軽減」が最も多く、次いで、「子育て支援をしている企業のPR効果/イメージアップ」、「子育てをしている親の精神的負担(孤立感)の軽減」と続いています。特に、子育て家庭の経済的負担だけではなく、精神的負担の軽減にもつながっているのは注目に値します。

利用者が期待することは、協賛企業やサービス内容の拡大ですが、一方で企業側の意見を見ると取組への課題も示されています。

協賛するに当たっては、「フランチャイズチェーンのため、統一したサービス提供が困難」、「対象者と一般顧客とのサービス内容に差が出る」などが懸念されています。また、取組の継続のためには、「自治体による積極的なPRが必要」であることや「自治体ごとにサービス内容が異なる」ことなどが課題として挙げられます。

社会全体で子育てを支援すべく、今後の事業の普及と拡大には行政と企業がさらに一体となって議論をし、共に取り組むことが必要です。

①地方自治体における取組状況等の調査：自治体を対象として、郵送調査を実施。129自治体から回答(2009年10月21日～11月9日)。

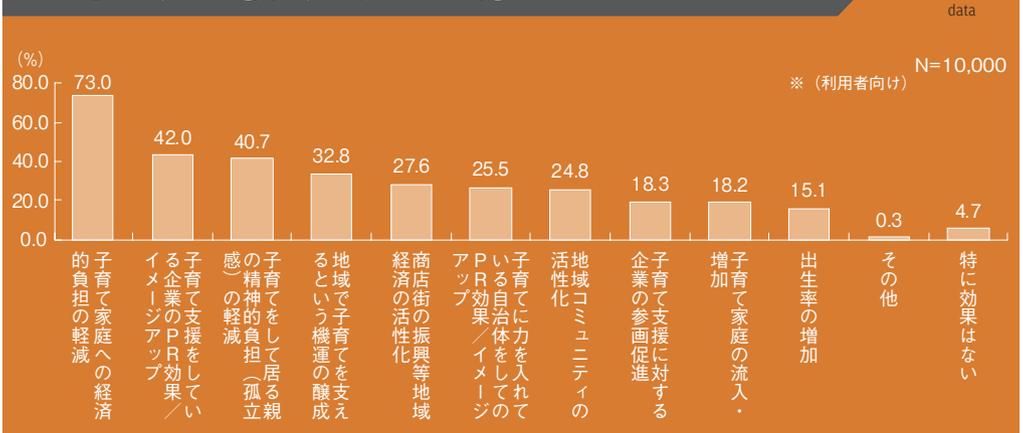
②企業に対するアンケート調査：子育て支援事業を行っていると思われる企業(1,000社)を対象として、郵送調査を実施。292社から回答(2009年10月21日～11月9日)。

③国民に対するインターネット調査：18歳未満の子どものいる男女を対象に、登録モニターへのアンケート調査を実施。10,000人から回答(2009年10月23日～11月6日)。

詳細は

[http://www8.cao.go.jp/shoushi/cyousa/cyousa21/kgiyousanka/index\\_pdf.html](http://www8.cao.go.jp/shoushi/cyousa/cyousa21/kgiyousanka/index_pdf.html)

図表 この取組を推進することにより、どのような効果が得られると思いますか。【該当するもの全てに○】



# 名古屋市男女平等推進センター つながれっとNAGOYA



## もっと私がひろがる めざす未来と つながる

名古屋市では、「男女平等参画推進なごや条例」を基本的な柱として、「男女共同参画プランなごや21」などの計画により個別・具体的な目標を設定し、市の各機関がその達成に向けた取組を進める形で、男女平等参画施策の推進を図っています。

名古屋市男女平等参画推進センター「つながれっとNAGOYA」では、男女平等参画を推進する総合的な拠点施設として、講座やセミナーの開催、女性のための総合相談、市民活動支援などを行っています。施設の管理運営等に関しては、指定管理者制度を導入し、特定非営利活動法人参画プラネットが受託しています。開館から6年が経ち、「つながれっと」という愛称のとおり、様々な関係機関と連携し、人と人とのつながりを広げ、年間12万人を超える方々が利用する施設になりました。

### 「女性のための総合相談」

つながれっとNAGOYA相談室では、電話相談、面接相談、医師・弁護士による専門相談を基幹とし、女性の直面する悩みや問題について、相談者の主体的な解決を図るため、年間3,000件余りの相談を受ける「女性のための総合相談」を行っています。他に、当事者同士の出会いと孤立感の軽減、情報の共有を目指したグループプログラムも展開しています。

特に、女性への暴力・人権侵害などからの自立支援に対して、明確な目的を

持った相談および事業を実施しており、相談室の運営は市が直接行っています。

相談ニーズからテーマを取り上げた実践的なセミナーを行うことにより、相談者の問題解決を支援するとともに、より多くの市民に必要な情報を提供しています。個別相談、グループプログラム、そしてセミナーなどの事業が、女性の自立や成長に合わせて活用できるよう年間を通して循環する形で計画されています。

また、DV被害者支援については、精神的自立支援に力をいれながら、市配偶者暴力相談センターをはじめとした様々な関係機関と緊密な連携を取りつつ対応しています。

### デートDV防止啓発

昨年6月「デートDVに関する調査報告書」を公表し、この結果を踏まえ、若者向けのデートDV防止啓発カード「恋するふたりのために」を作成しました。コンビニや高校、大学、市民利用施設などで配付しています。あわせて学校など若者に関わる方々を対象とした専門研修会もはじめて開催しました。

これからも関係機関との情報共有や連携を進めながら、若者が将来加害者にも被害者にもならないよう防止教育を進め、DV根絶に取り組んでいきます。

### 「女性活躍推進企業」表彰制度

本年度より、女性がいきいきと活躍できるような取組をしている企業を認定・表彰する制度を創設しました。個人部門表彰もつくりました。積極的に取り組む企業の功績を称えることにより、企業の取組をより一層促進していきます。

(名古屋市総務局総合調整部男女平等参画推進室／男女平等参画推進センター)



つながれっと NAGOYA 相談室



DV 防止啓発カード



デート DV 防止啓発カード  
「恋するふたりのために」



デート DV 防止教育研修会の様子



「名古屋市女性活躍推進企業」  
認定マーク

名古屋市は市域 326.43km<sup>2</sup>、人口約 225 万人の政令指定都市です。名古屋のまちづくりは 1610 年 [慶長 15 年] の徳川家康の天下普請の命により始まりました。本年 (2010 年 [平成 22 年]) は名古屋開府 400 年となる記念の年です。名古屋はお祭りモード一色に染まります。ワクワクドキドキのイベントから歴史ファンにはたまらないお宝公開展など、100 年に一度のスペシャルが目白押しです。開府 400 年の名古屋にぜひお越しください。

# 世田谷区立男女共同参画センター らぶらす

Setagaya



## 「世田谷らしいセンターを目指して」

世田谷区立男女共同参画センター“らぶらす”は、平成3年2月、「せたがや女性センター」として、区の北東部、演劇と音楽の街「下北沢」に開館しました。平成12年に「男女共同参画センター」に名称を変更し現在に至ります。施設の愛称“らぶらす”は、フランス語の「広場“La Place”（ラ・プラス）」に由来するもので、区民募集により名付けられました。「多くの人が集い、男女共同参画社会の実現のために、学び、交流する拠点となるように」、また、「センターを利用することが皆さんの“プラス”になるように」という2つの願いが込められています。

## “らぶらす”の事業

今年度、らぶらすでは、「女性の就業支援」「子育て支援」「こころとからだ」「DV防止」「区民との協働」の5つを柱として事業に取り組んできました。

「女性の就業支援」の分野では、シングルマザー対象の就労応援講座を開催しました。就職活動のノウハウだけでなく、暮らしや子育ての支援に関する情報提供や不安を整理するためのトークタイムなど、他の就労支援講座にはない、センターならではのメニューを取り入れました。

また、女性のさまざまな働き方を応援するイベント「わくわくワークフェスタ」（平成21年12月5・6日開催）は、今回で5回目の開催となりました。なかでも女性起業家による「起業ミニメッセ」には、公募による51団体が出展し、事業をアピールする場として、また、一般の来場者や起業を考える女性たちとの情報交換・交流の場となっています。

「子育て支援」の分野では、「しもきた

パパ・バギーの日」を年間通じて開催しています。“父親と子どもがゆっくりと一緒に過ごし、ふれあうための大切な時間を応援する”企画として、手遊びや音遊びなど、いろいろな過ごし方を提案。毎回、定員を上回る申し込みがあり、好評を得ています。

「こころとからだ」の分野では、女性の「うつ」をテーマとした講座やコミュニケーションに関する講座、さらに、男性を対象とした食育講座など、さまざまな視点から事業を展開しています。

そして、5つの中でも特に力を入れているのが「DV防止」です。今年度は、「もっと知りたい！デートDV」、「DV知って、気づいて、地域の力に！」の2つの講座や施設内でのパネル展示などを行いました。両講座は、地域で「DV防止」に取り組む団体との協働事業として開催し、多数の参加を得て質疑も活発に行われ、DVへの理解を進めることができました。

## 地域の拠点施設として

その他、「性的少数者理解」「子育て」、「女性の生き方」等の多様な企画を、区民や地域団体から提案いただき、協働事業として開催しました。また、科学技術分野で活躍している女性を講師に招き、「学校出前講座」を実施するなど、施設の場だけにはとどまらない事業の展開を進め、地域での男女共同参画の推進に取り組んでいます。

今後も、世田谷区の男女共同参画推進の拠点施設として、地域に根ざした、世田谷らしいセンターを目指して取り組みを進め、より一層の事業の充実を図っていきたいと思います。



起業ミニメッセ会場



しもきたパパ・バギーの日

“らぶらす”では、約350の登録団体の活動の場としての研修室利用と年間延べ50日以上の主催事業、約1,400点の図書資料の閲覧・貸出などを行い、年間約9万人の来館者があります。

世田谷区立男女共同参画センター“らぶらす”東京都世田谷区北沢2-8-18 北沢タウンホール9～11階  
<http://npo-showa.net/laplace/index.php>（らぶらすの情報は運営者のNPO昭和のホームページをご覧ください）



# アステラス製薬株式会社

## 明日という名のバトンを届けるために

健康という、世界の人々の共通の願い。その大きなテーマに貢献することが、アステラス製薬の使命です。「明日は変えられる。」、このコミュニケーションスローガンに社員の願いと決意を込めて、アステラス製薬は、患者さんのために、社会のために、そして、アステラスに集う人々のために、明日という名のバトンを届けています。

そのために、アステラスグループに集う全員が、ジェンダーバイアスのない組織風土と、適切なワークライフバランスの追求を通じて、より高い成果を発揮しつつ、生き活きと働き続けられるよう取り組みを進めています。

### WINDプロジェクトからダイバーシティ推進室へ

ダイバーシティマネジメント改革として女性の活躍推進を加速するためには、部門横断的に施策を検討する必要があると考え、2007年11月、社長直轄のプロジェクトとして、WIND (Women's Innovative Network for Diversity) がスタートしました。部門代表の女性9名に男性3名もメンバーに加わり、全社で実施した調査の結果から課題を可視化し、課題解決のための推進施策をトップに答申しました。「チェンジ・マネジメント」と「枠組み改革」の両方を同時に推進することに加え、推進を加速するための専任組織の設置を答申し、2008年7月、人事部にダイバーシティ推進室を設置しました。企業・社員個人・社会のそれぞれの視点で、WIN-WIN-WINの関係を築くことを念頭に、ダイバーシティを推進しています。

### チェンジ・マネジメント（意識や行動の変革の促進）

トップの強い改革意識をマネージャー層に伝えるため、部長職以上へは、経営戦略としてのダイバーシティマネジメントの重要性の理解・浸透のために、外部講師による講演会を毎年実施しています。また、職場全体の意識を変えることを目的とし、各職場にネットワークメンバーを配置し、ダイバーシティ推進責任者である上長のパートナーとして、職場の意識改革の推進役を担ってもらっています。2008年度の下期から半期毎にテーマを決め、①WIND推進の目的と方向性の理解、前向きに取り組むマインドの醸成、②良質なコミュニケーションの促進と段階的に進め、2009年度下期は、多様なワークライフバランスを実現できる職場作りを目指し、DVDの視聴を主とした研修と、職場の実態に応じた働き方を変える取組も行っています。

また、2009年度は、女性の意識改革を主要テーマとして掲げ、女性が「キャリア」について考える機会を提供するため、「WINDフォーラム」を上期に2回、特定層を対象とした「WINDミーティング」を下期に2回に開催しました。育児休業者復職支援イベントである「キラ☆キャリアセミナー」も、半期に1回開催しています。

### 社員のワークライフバランス支援の充実

2009年4月に導入したFF Day (Family Friday) (基本形として、金曜日の終業時間を16時とする) をひとつのきっかけとして、社員一人ひとりが「時間」を意識した働き方に気づき、自分自身を成長させていける企業風土作りに積極的に取り組んでいるところです。

(人事部ダイバーシティ推進室)



WIND フォーラム



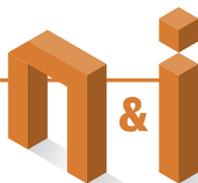
外部講師による講演会



WIND ロゴ

会社概要／アステラス製薬株式会社

●1923年創業 ●2005年4月、山之内製薬と藤沢薬品工業が合併し、アステラス製薬となる ●本店所在地：東京都中央区 ●主な事業内容：医薬品の製造・販売および輸出入 ●従業員数（単体）：（平成21年3月末時点）5,473名（男性4,649名・女性824名）



## [ News & Information ]

1

News

内閣府

### 「男女共同参画推進セミナーⅢ」

独立行政法人国際協力機構（JICA）では、開発途上国の男女共同参画推進に関するナショナル・マシナリーの関係施策計画立案能力の向上及びネットワークの形成を目標に、平成9年度から毎年、開発途上国の行政官を対象に「男女共同参画推進セミナー」を実施しており、内閣府男女共同参画局も男女共同参画推進に関する日本のナショナル・マシナリーとして本研修に協力しています。

今年度は、カンボジア、ラオス、ナイジェリア、セーシェル、ネパール、フィジー及びイエメンから11名の研修生が参加し、11月15日から12月16日までの間、関係省庁における男女共同参画推進のための取組、ジェンダー予算、ジェンダー統計等について学びました。また、新潟県を訪問し男女共同参画推進に関する地方の現状や取組についても学び、関係者と意見交換等を行いました。

研修期間中の12月2日には、福島内閣府特命担当大臣（男女共同参画）を表敬訪問し、大臣から「今回の研修で得られた成果を、帰国後、それぞれの国で役立てていただくことを期待しています。」との激励を受けました。

研修の最後には、研修生から、研修で習得した知識やスキルを自国での活用等に生かしたいとの発表があり、本研修の成果が各国の男女共同参画施策の一層の推進に寄与することが期待されます。

2

News

内閣府

### 男女共同参画推進連携会議・(社)日本看護協会・日本経済新聞社との共催でフォーラムを開催



2月11日、「看護職のワーク・ライフ・バランス推進フォーラム」が開催されました。

まず、立教大学大学院特任教授の山極清子氏から、「経営パフォーマンスを高めるワーク・ライフ・バランス～仕事と生活との相乗効果～」と題した基調講演が行われました。

その後、「どう取り組む 看護職のワーク・ライフ・バランス実現」をテーマに、日本経済新聞社論説委員の岩田三代氏のコーディネートのもと、山極氏に加え、岡山旭東病院長の土井章弘氏、福井県済生会病院副院長の大久保清子氏、日本看護協会常任理事の小川忍氏、内閣府仕事と生活の調和推進室参事官の本多則恵氏をパネリストに意見交換が行われました。

会場の日経ホールには、400名を超える男女が参加し、講師の話に熱心に聞き入る参加者が目立ちました。また「ワーク・ライフ・バランスは実現できるという強いメッセージを頂いた」という感想が多く寄せられました。

3

News

内閣府

### 男女共同参画推進連携会議・(社)日本助産師会との共催でフォーラムを開催



2月13日、「『パパ・ママの楽しい子育て じいじ・ばあばのイキイキ孫育て』フォーラム」が開催されました。

まず、おもちゃ作家の田中周子氏から、「今 祖父母が伝えられるものは？生活の中に心の中に」と題した基調講演が行われました。

その後、「世代を超えて伝えていきたいもの 孫育て講座の実践から」をテーマに、日本助産師会専務理事の岡本喜代子氏の進行のもと、田中氏に加え、(株)サン・アート コドモミライ事業部 育児サイト「ユウchan」等の編集長の棒田明子氏、日本助産師会理事の安倍本子氏をパネリストに意見交換が行われました。

祖父母世代の参加者が多く、「(孫育てにより)新しい発見があることを楽しみたい」という意見や、パネリストの「嫁姑ではなく、新しい一人の女性と出会ったと考えては」という言葉に、「人間関係を良好に保つためのコツを聞いた」という意見もあり、子育てをみんなで楽しもうという温かな雰囲気になりました。

4

News

内閣府

### 男女共同参画フォーラム(広島県)開催



2月13日、広島県との共催で、「全国男女共同参画フォーラムin広島『伝えよう 笑顔と心～自分が変わる 明日が変わる～』」を開催しました。

まず、内閣府が男女共同参画の現状等について報告した後、中国新聞社文化部記者の平井敦子氏のコーディネートのもと、「日本で唯一の『パパ料理研究家』」の滝村雅晴氏、「『子連れ出勤』のモーハウス」代表の光畑由佳氏をゲストに招き、スペシャル対談を行いました。

また、同日午後には、3つの分科会を開催し、第1分科会では、滝村氏を講師に「ゼロから始めるパパ料理教室」、第2分科会では、光畑氏を講師に「働くママが日本を救う！私&わが社のワーク・ライフ・ミックス」、第3分科会では、広島大学大学院総合科学研究科准教授のファン・カロリン氏を講師に「家庭から始める省資源、省エネルギーの取組」をテーマに実施しました。

自ら変化を起こし、チャレンジし続ける両ゲストの対談や熱気あふれる参加型の各分科会を通して、「自分」が変わるためのヒントに満ちたフォーラムとなりました。



[ News & Information ]

5 News 内閣府

**男女共同参画宣言都市奨励事業  
(愛知県江南市)を開催**



2月20日、愛知県江南市において、内閣府との共催で江南市男女共同参画宣言都市記念式典が開催されました。

オープニングの江南市立保育園5園の園児による阿波おどりで幕を開けた記念式典では、「男女が互いの人権を尊重し思いやりと感謝の心があふれるまちをつくりまします」等と掲げた江南市男女共同参画都市宣言文を、今年新成人となった4人による先導のもと、会場の参加者が読み上げました。

続いて、内閣府から男女共同参画の現状や政府の取組等について報告があった後、男女共同参画をテーマに募集された一行詩・写真の人賞者表彰が行われました。

さらに、弁護士の住田裕子氏により、「一人ひとりが輝こう…私の個性も あなたの個性も」と題した記念講演が行われ、女性の社会進出に関する体験談や現状について語られました。また、男女共同参画の精神は、社会や人との絆づくりであり、感性の力を大事にし、相手の立場を思いやり、一緒に新しいものを作っていくことであるとお話がありました。

6 Info 内閣府

**DV相談ナビの充実(転送サービス開始)**

全国の配偶者暴力相談支援センターに寄せられる相談件数が年々増加する一方、内閣府が実施した調査(平成20年度)では、約7割の方が配偶者からの暴力(DV)について相談できる窓口を知らないという結果が出ています。

配偶者からの暴力について、どこに相談したらよいか分からないという方のため、全国共通のナビダイヤル「DV相談ナビ」により、最寄りの相談窓口をご案内しています。さらに、平成22年2月22日からは、案内された相談窓口へ電話を転送し、そのまま相談を受けることができるサービスを開始しました。一人で悩まず、ご相談ください。

7 Info 内閣府

**平成21年度版「人身取引対策」ポスターの作成**

人を売買して売春や過酷な労働を強要する、重大な人権侵害である人身取引の防止・撲滅と被害者保護のため、関係省庁が連携して人身取引対策に取り組んでいます。

内閣府では、人身取引が重大な人権侵害であることについての認識が必ずしも十分でない現状を是正するため、国民一人ひとりがこの問題の存在に気づききっかけとなるよう、人身取引対策についてのポスター及びリーフレットを作成し、地方公共団体、警察、空港・港湾、大学等に配布することとしています。

人身取引対策行動計画(平成21年12月決定)についての詳細は、内閣官房HPをご覧ください。

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/jinsin/kettei/2009keikaku.pdf>



8 Info 国立女性教育会館

**平成22年度「家庭教育・次世代育成のための指導者養成セミナー」の開催**

全国家庭教育・次世代育成・子育て支援の行政担当者や子育て支援に携わる団体のリーダー、企業の次世代育成支援担当者、女性関連施設職員・社会教育施設職員等を対象に、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のため、男女共同参画の視点から家庭教育・次世代育成支援に必要な専門的・実践的な研修を行います。

日時 平成22年5月21日(金)～22日(土) 1泊2日

会場 独立行政法人国立女性教育会館  
(埼玉県比企郡嵐山町菅谷728)

参加者 家庭教育・次世代育成・子育て支援関係行政担当者、子育てネットワーク、子育てサポーター等のリーダー、企業の次世代育成支援担当者、女性関連施設職員・社会教育施設職員等 150名

※詳細につきましては、会館HP <http://www.nwec.jp/> をご覧いただくか、事業課までお問い合わせください。  
(TEL 0493-62-6724)

## リレートーク

### Relay Talk 1

社会保険労務士まつもと事務所 代表

Matumoto Yoko

### 松本 陽子



社会保険労務士として独立した後「法律をできるだけ分かりやすくお伝えする」、「困っているときの法律を使った対処方法をお伝えする」をモットーに、セミナーでお話しする機会があれば積極的にお引き受けしてきました。

女性のための法律や就職のセミナーでは、女性が特に知っておくと良い、採用時の契約書、労働条件、有給休暇、産前産後休暇・育児休暇や給付、年金等を中心に話してきました。セミナーの参加者は、在職中の方、退職して子育て中の方など様々でしたが、「前に一步踏み出したい!」「日々前進」そんな心意気が伝わってきて、私自身も学ぶことがたくさんありました。それらの活動を通して「選択肢が多いこと」と「選択しやすいこと」はとても大切だと感じました。女性、男性とも仕事、子育て、勉学など何かやりたいと思ったときにできる環境が、今よりももっと整っていくといいな、と思っています。

### Relay Talk 2

宇部市男女共同参画センター・フォーユー 館長

Ohono Masako

### 大野 雅子



当施設は、昭和57年4月男女の真の平等や女性の地位向上を求める声を受けて、「ともに考え、ともに輝く」女性の城として開館し、以来、宇部市の女性の社会参画活動を支えてきました。

平成13年、『宇部市男女共同参画センター・フォーユー』と改称してからは、情報提供・啓発活動・相談業務など、男女共同参画の拠点施設として、市民とともに男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを展開しています。

主要事業は、女性のエンパワーメントのための「人材養成講座」、男性の自分らしい生き方・暮らしの楽しみ方を学ぶ「男のライフセミナー」等の開催。平成20年度からは、育児休業制度普及のための代替要員紹介事業、配偶者暴力相談支援センターの開設など、新たな取り組みを始めています。

写真は、人材養成講座の中でパワーポイントの操作を学んでいる様子です。

## お知らせ

平成22年度からの総合情報誌「共同参画」につきましては、4月号と5月号を合併号として5月10日に発行することとし、以後、毎月10日に発行することになりました。引き続き、皆様のご愛読、ご支援のほどよろしくお願いいたします。

また、アンケートでもたいへん好評を頂いておりました表紙イラストレーションにつきましては、2年間にわたり、東京工芸大学の谷口広樹先生にお願いしておりましたが、本号をもって終了となります。次号から新しい表紙イラストレーションとなりますので、ご期待ください。

(編集デスク M.T)

Kyodo-Sankaku

月刊総合情報誌  
「共同参画」3月号

[www.gender.go.jp](http://www.gender.go.jp)

第22号 ● 2010年3月20日発行  
編集・発行 ● 内閣府  
〒100-8914  
東京都千代田区永田町1-6-1  
内閣府男女共同参画局総務課  
電話 ● 03-5253-2111 (代)  
印刷 ● 株式会社エポ

